

神奈川支部の主な取組(別添資料)

【目次】

- (1)健康保険料率に関するリーフレット「神奈川支部の加入者・事業主の皆さまへ」
- (2)高額療養費制度に関するリーフレット「協会けんぽからのお知らせ」
- (3)新聞折り込みチラシ「協会けんぽニュース」
- (4)薬局向け情報提供「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」
- (5)パネルディスカッション資料「ジェネリック医薬品使用割合80%を目指して」



平成30年3月分(4月納付分)～の 保険料率についてお知らせします。

こちらのリーフレットを従業員の皆さまにご覧いただくなど、お知らせにご協力をお願いいたします。



神奈川支部の健康保険料率は据え置きとなります。
介護保険料率は変更となります。



特定保険料率・ 基本保険料率とは

健康保険料率(9.93%)のうち、6.32%分は加入者の皆さまの医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.61%分は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

※介護保険料は40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)にご負担いただくもので、全国一律の保険料率です。

◆ご不明な点がございましたら、協会けんぽまでお問い合わせください。



全国健康保険協会 神奈川支部

協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

TEL.045-339-5533 (代表)

受付時間／平日8:30～17:15

〒240-8515 横浜市保土ヶ谷区神戸町134 横浜ビジネスパークイーストタワー

協会けんぽからの お知らせ

- ▶ 限度額適用認定の手続き方法について 2ページ
- ▶ 各種申請書の入手方法、
届書・申請書作成支援サービスについて 3ページ
- ▶ 自己負担限度額について 4ページ
- ▶ 保険証の使用について 5ページ
- ▶ マイナンバーによる課税情報等の確認について 6ページ

すべての申請を『**郵送提出**』で受け付けています！

！ 入手方法等は
3ページをご覧ください

協会けんぽの各種申請書は
当協会ホームページより印刷することができます。
また、すべて郵送で提出することができます。
郵送を是非ご利用ください。



一部申請書は各項目の入力後に
印刷することも可能です！

* 印刷環境がない場合は、協会けんぽ各支部までご連絡ください。
郵送にてお送りします。！

医療費が高額になりそうなときは…

！ 詳細等は
2～4ページをご覧ください



70歳未満 Aさん

入院時の医療費の
支払いが心配だ…

月々の
外来診療の医療費が
高額になりそう…



70歳未満 Bさん

そんなとき——

保険証と併せて
限度額適用認定証を
病院に提示すると

各医療機関ごとの
窓口でのお支払いが
「自己負担限度額」※1
までとなり

**窓口での
支払額が軽減
されます！**

※1 保険医療機関（入院・外来別）、保険薬局等それぞれで自己負担額を計算します。
同月に入院や外来で複数受診がある場合などは、高額療養費の申請が必要になることがあります。
（保険外負担分（差額ベッド代など）や入院時の食事負担額等は対象外です。）

70歳以上の方は、高齢受給者証が限度額適用認定証の代わりになります。（低所得者を除く）

協会けんぽニュース

健診は1年に1回受診しましょう!

健診は健康状態を知る第一歩です。

みなさま自身では気づかない病気を早期に発見・改善するために、
健診を受診し「自分や家族の健康」を見直してみましょう。

健康が
一番

こちらを



お持ちの方



被保険者(ご本人)には生活習慣病予防健診

一般健診の項目

- ☐ 診察等 ☐ 身体計測 ☐ 血圧測定 ☐ 尿検査
- ☐ 便潜血反応検査 ☐ 血液検査 ☐ 心電図検査
- ☐ 胸部レントゲン検査 ☐ 胃部レントゲン検査

受診対象年齢

35歳～74歳の方

自己負担額

最高 7,038円

(協会けんぽの補助があるので約18,500円の健診が最高7,038円で受けられます。) ※オプション検査等の費用は別途自己負担となります。

◎生活習慣病予防健診のご案内は、3月下旬にお勤めの事業所へお送りしています。

被扶養者(ご家族)には特定健診

健診の項目

- ☐ 診察等 ☐ 問診 ☐ 身体計測 ☐ 血圧測定
- ☐ 血中脂質検査 ☐ 肝機能検査 ☐ 血糖検査
- ☐ 尿検査

受診対象年齢

40歳～74歳の方

自己負担額

500円～1,796円 (神奈川県内で受診の場合)

(協会けんぽからの補助額6,520円を差し引いた金額です。) ※オプション検査等の費用は別途自己負担となります。

◎特定健診のご案内は、4月初旬から順次、被保険者様の自宅等にお送りします。

健診を受けた結果により、該当の方には特定保健指導のご案内をいたします。保健師などのアドバイスを受けながらできることから改善しましょう。



全国健康保険協会 神奈川支部
協会けんぽ

これからは、薬も選びましょう!

お薬代が安くなるジェネリック医薬品、 みんな使っているの?

平成29年3月現在で

協会けんぽ加入者の 約 **7割**※の方が
ジェネリック医薬品をご使用中です!

※平成29年3月に医療機関などにかかられた協会けんぽ加入者1,548万人のうち、1,010万人の方がジェネリック医薬品を使用されています。



ジェネリック医薬品とは?

最近利用者が増えてきたジェネリック医薬品。どのような薬でご存じですか?

ジェネリック医薬品の使用は安全・安心なお薬代の負担軽減だけでなく、
協会けんぽの財政の安定化にも繋がることから、協会けんぽでは普及の取り組みを進めています。
ジェネリック医薬品のメリットをご理解のうえ、ぜひ一度使用をご検討ください。

ジェネリック医薬品が選ばれる3つの理由があります。

理由 /
1

お薬代が安くて
経済的!

長期利用のお薬を
ジェネリック医薬品へ変更すると

10年間で

約 **14万円**の
節約が可能な場合もあります。

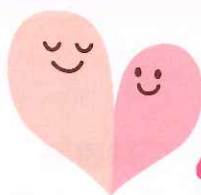
※高血圧の方が「ディオバン錠160mg」を「バルサルタン錠160mg」に変更した場合で算出



理由 /
2

厳しい試験に合格した薬で
安全・安心!

安全性は、先発医薬品と
同等であると国から認可された



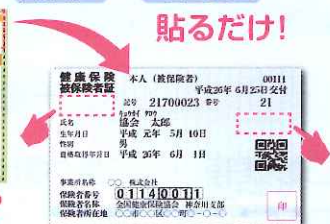
信頼 できる
安全・安心なお薬です。

理由 /
3

複雑な手続き不要で
変更簡単!

ジェネリック医薬品への変更は
希望シールを 保険証 や お薬手帳 に

貼るだけ!



変更 の希望が
医師や薬剤師に伝わります。

ジェネリック医薬品を希望される場合は、まず医師・薬剤師へご相談ください。

平成30年3月分(4月納付分)~の保険料率についてお知らせします。

神奈川支部の健康保険料率は
据え置きとなります。
介護保険料率は変更となります。

給与・賞与の
9.93%
平成30年2月分
(3月納付分)まで

健康保険料率

据え置き

平成30年3月分
(4月納付分)以降も

給与・賞与の
1.65%
平成30年2月分
(3月納付分)まで

介護保険料率

給与・賞与の
1.57%
平成30年3月分
(4月納付分)から

特定保険料率・基本保険料率とは

健康保険料率(9.93%)のうち、6.32%
分は加入者の皆さまの医療費等に充て
られる基本保険料率となり、3.61%分
は後期高齢者医療制度への支援金等に
充てられる特定保険料率となります。

※介護保険料は40歳から64歳までの方(介護保険第2
号被保険者)にご負担いただくもので、全国一律の保険
料率です。

お問い合わせ

協会けんぽ神奈川支部 ☎045-339-5533 (代表) <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

協会けんぽ

検索

スマホはこちら





ジェネリック医薬品軽減額通知をお送りしております

協会けんぽでは、処方されたお薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、どのくらいお薬代（薬剤料）が軽減されるか試算した「ジェネリック医薬品軽減通知」について、自己負担額が一定額以上安くなることが見込まれる加入者の方へお送りしています。

平成28年度においては、この通知を約610万人の方に送付し、約154万人の方がジェネリック医薬品に切り替えられました。

協会けんぽでは、この通知の送付を平成21年度から実施しており、平成21年度から平成28年度までの8年間の累計では、約875億円（単純推計ベース）もの軽減効果がありました。

本年度においても、平成29年8月に約358万人の方に、平成30年2月には、約345万人の方に送付しました。



○ジェネリック医薬品軽減額通知による軽減効果額等

	送付者数（のべ）	切替者数（のべ）	切替率	軽減効果額／年
全 国	約1,928万人	約503万人	26.1%	約875億円
神奈川支部	約78万人	約19万人	24.6%	約35億円

※平成21年度から平成28年度までの8年間の累計を記載しております。



ジェネリック医薬品希望シールをお配りしております

協会けんぽでは、加入者の方がジェネリック医薬品の処方を希望されている場合、その意思表示をサポートするためのツールとして、健康保険証やお薬手帳に貼り付けて使用できる「ジェネリック医薬品希望シール」をお配りしています。貴薬局での配布にご協力いただける場合は、協会けんぽ神奈川支部までご連絡をいただきますようお願い申し上げます。

加入者の方から下図のように提示があった際には、ジェネリック医薬品についての説明をお願い申し上げます。



健康保険証への貼付の例

健康保険被保険者証	本人（被保険者）	00111
	平成26年 6月25日交付	
記号	21700023	番号 21
氏名	キョウガイ 知ウ 協会 太郎	ジェネリック医薬品を希望します。
生年月日	平成 元年 5月 10日	
性別	男	
資格取得年月日	平成 26年 6月 1日	
事業所名称	〇〇 株式会社	
保険者番号	010100116	
保険者名称	全国健康保険協会 〇〇支部	
保険者所在地	〇〇市〇〇区〇〇町〇-〇-〇	

お薬手帳への貼付の例

お薬手帳	
	ジェネリック医薬品を希望します。

〒240-8515

横浜市保土ヶ谷区神戸町 1 3 4

けんぽ薬局 御中

全国健康保険協会（協会けんぽ）の事業運営につきまして、平素より格段のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、国においては、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の普及促進を図るため、「2020年（平成32年）9月までに80%以上」との数量シェア目標を定めました。

協会けんぽといたしましても、加入者の方のお薬代や保険料の負担軽減に繋がることから、ジェネリック医薬品の普及促進の取組みを積極的に進めております。

この度、普及促進に向けた取組みの一環として、協会けんぽ加入者の方のレセプトを集計し、地域におけるジェネリック医薬品使用割合等について、薬局様へ情報提供を行うことといたしました。

ジェネリック医薬品の取扱をご検討される際の参考資料として、ご活用いただければ幸いです。



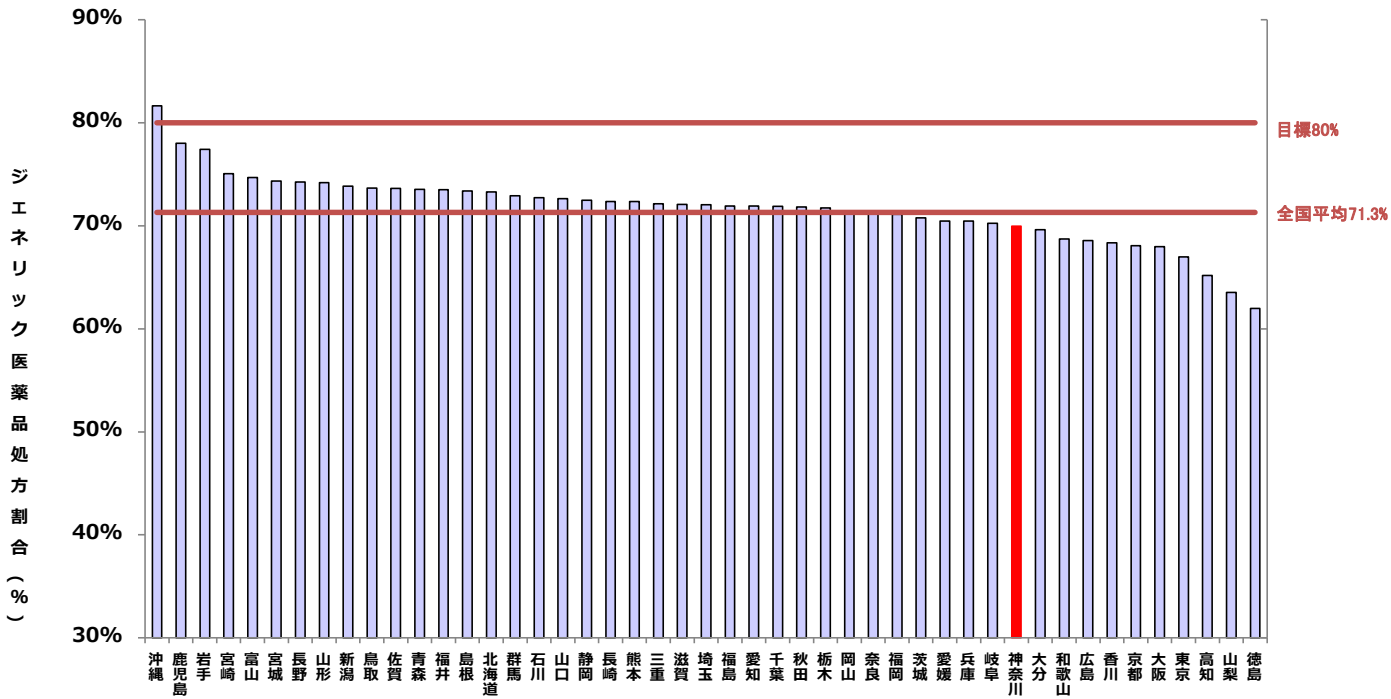
協会けんぽ加入者への処方状況

協会けんぽ加入者の方の平成29年10月分のレセプトを分析し、「貴薬局」「二次医療圏平均」「県平均」それぞれのジェネリック医薬品の処方数量等を算出しました。

けんぽ薬局		貴 薬 局	二次医療圏平均	県 平 均
人 数	平成29年10月に貴薬局にて医薬品を処方した協会けんぽの加入者数 (人)	150	140	147
	うち、ジェネリック医薬品を処方した加入者数 (人)	119	102	107
	ジェネリック医薬品を処方した加入者の割合 (%)	79.3	72.5	72.4
数 量	平成29年10月に処方された薬剤数量	30,000	20,302	21,856
	うち、ジェネリック医薬品のある先発医薬品の処方数量	5,000	4,424	4,408
	うち、ジェネリック医薬品の処方数量	13,000	9,324	10,263
金 額	平成29年10月に処方された薬剤金額 (円)	1,000,000	1,068,179	1,121,957
	うち、ジェネリック医薬品の薬剤金額（10割） (円)	300,000	185,397	207,571
	ジェネリック医薬品金額割合（10割） (%)	20.0	17.4	18.5

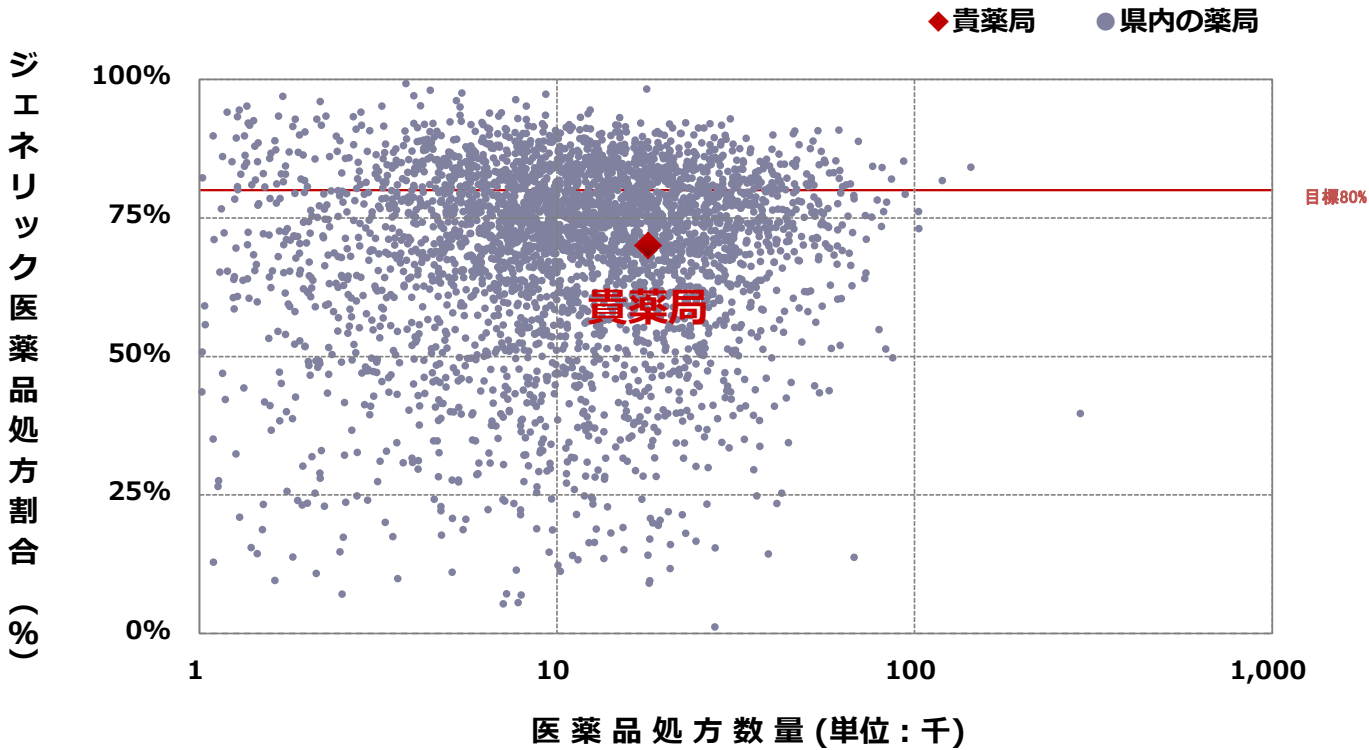
全国（協会けんぽ加入者）のジェネリック医薬品処方割合

協会けんぽ加入者の方の平成29年10月分のレセプトを分析し、各都道府県におけるジェネリック医薬品の処方割合を算出しました。他の都道府県と比較することで、貴薬局が所在する県のジェネリック医薬品処方割合の位置付けと、国が定めた目標「2020年（平成32年）9月までに80%以上」の達成状況を把握することができます。



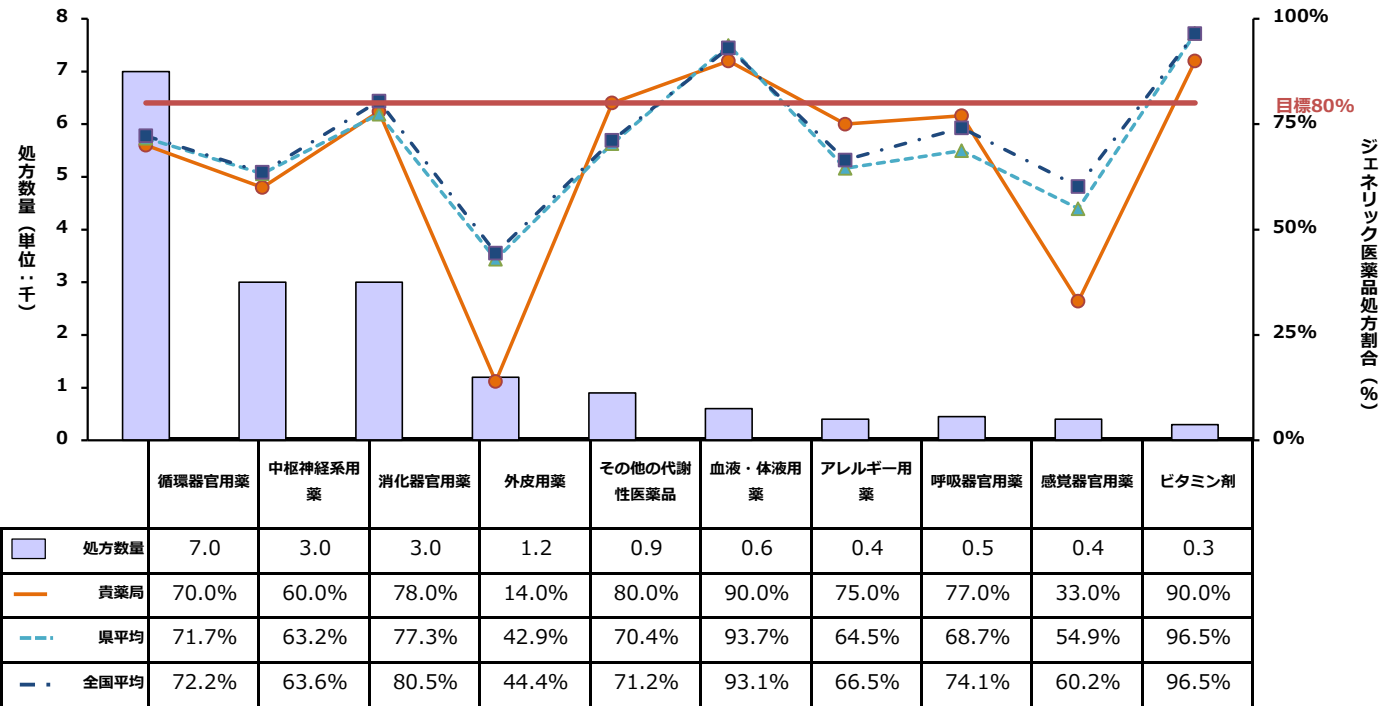
ジェネリック医薬品処方割合の位置付け（神奈川県内）

協会けんぽ加入者の方の平成29年10月分のレセプトを分析し、「ジェネリック医薬品処方割合」と「医薬品処方数量」を用いた神奈川県内に所在する薬局の分布図を作成しました。神奈川県内の薬局群と比較することで、貴薬局のジェネリック医薬品処方割合の位置付けと、国が定めた目標「2020年（平成32年）9月までに80%以上」の達成状況を把握することができます。



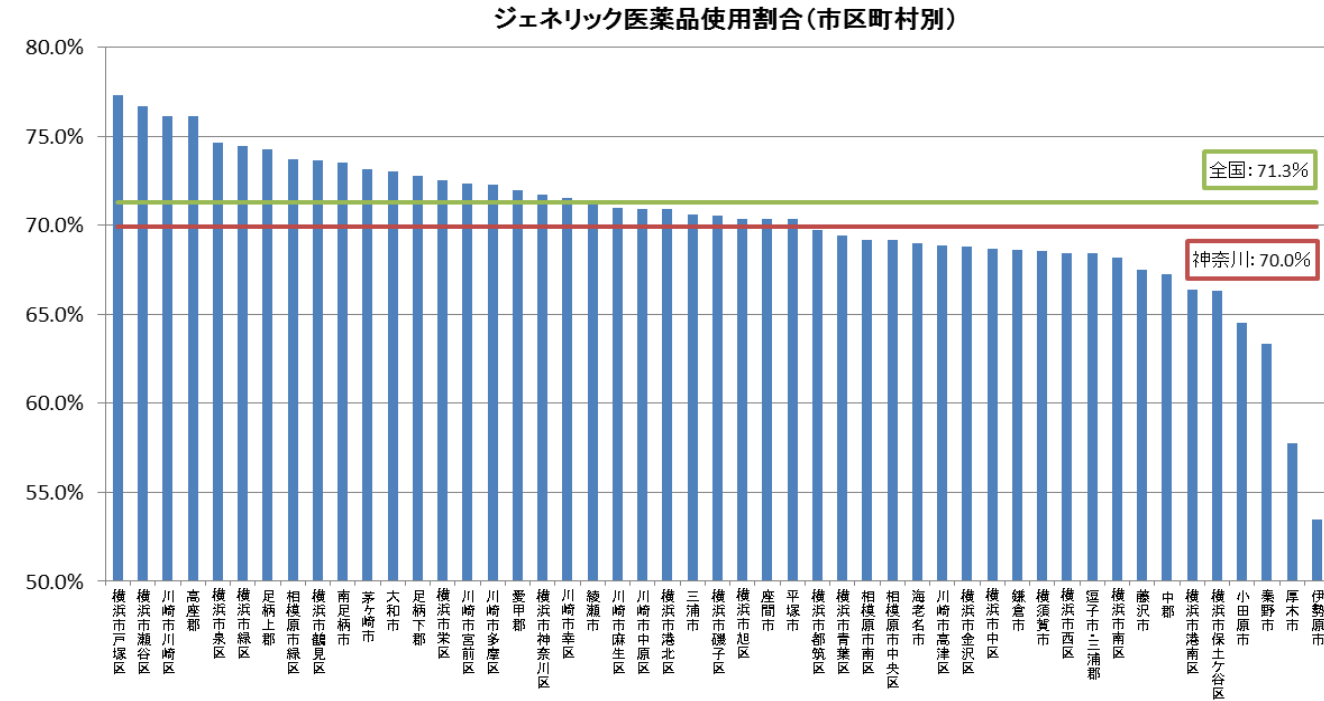
薬効分類別のジェネリック医薬品処方割合

協会けんぽ加入者の方の平成29年10月分のレセプトを分析し、「貴薬局」「県平均」「全国平均」それぞれの薬効分類別のジェネリック医薬品処方割合を算出しました。県平均及び全国平均と比較することで、貴薬局の薬効分類別のジェネリック医薬品処方割合の位置付けと、国が定めた目標「2020年（平成32年）9月までに80%以上」の達成状況を把握することができます。



神奈川県内（協会けんぽ加入者）のジェネリック医薬品処方割合

協会けんぽ加入者の方の平成29年10月分のレセプトを分析し、神奈川県内におけるジェネリック医薬品の処方割合を算出しました。他の市区町村と比較することで、貴薬局が所在する市区町村のジェネリック医薬品処方割合の位置付けを把握することができます。



パネルディスカッション用資料

ジェネリック医薬品 使用割合80%をめざして

平成30年7月1日



全国健康保険協会 神奈川支部
協会けんぽ

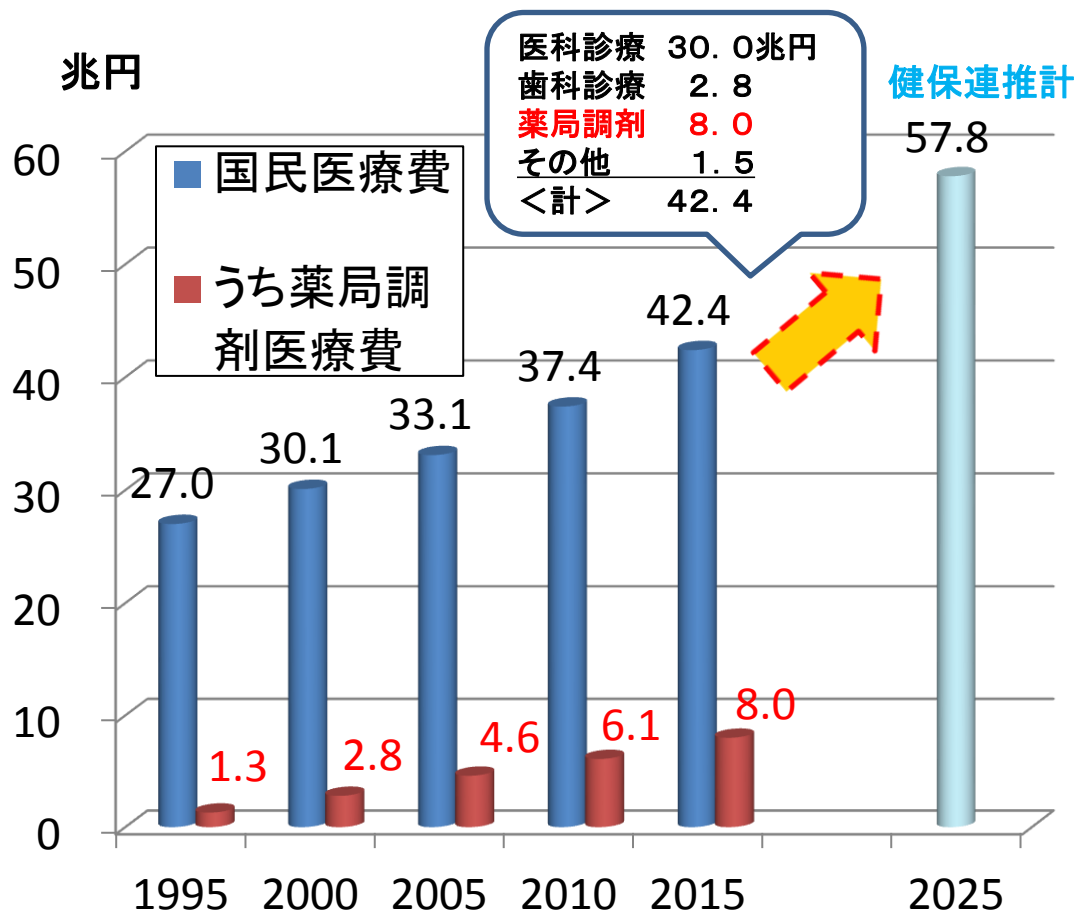
<内 容>

1. 後発医薬品使用促進の背景
2. 協会けんぽの取り組み
3. 協会けんぽのデータから見える
神奈川の課題
4. 協会けんぽからのお願い

1. 後発医薬品使用促進の背景

1. 後発医薬品使用促進の背景

国民医療費の推移



(出所)厚生労働省保健局「国民医療費の概況」および健康保険組合連合会「2025年度に向けた国民医療費等の推計」(平成27年9月)より作成

国民医療費の推移(単位:兆円)

年度	国民医療費	うち薬局調剤医療費
1985	16.0	
1990	20.6	
1995	27.0	1.3
2000	30.1	2.8
2005	33.1	4.6
2010	37.4	6.1
2015	42.4	8.0

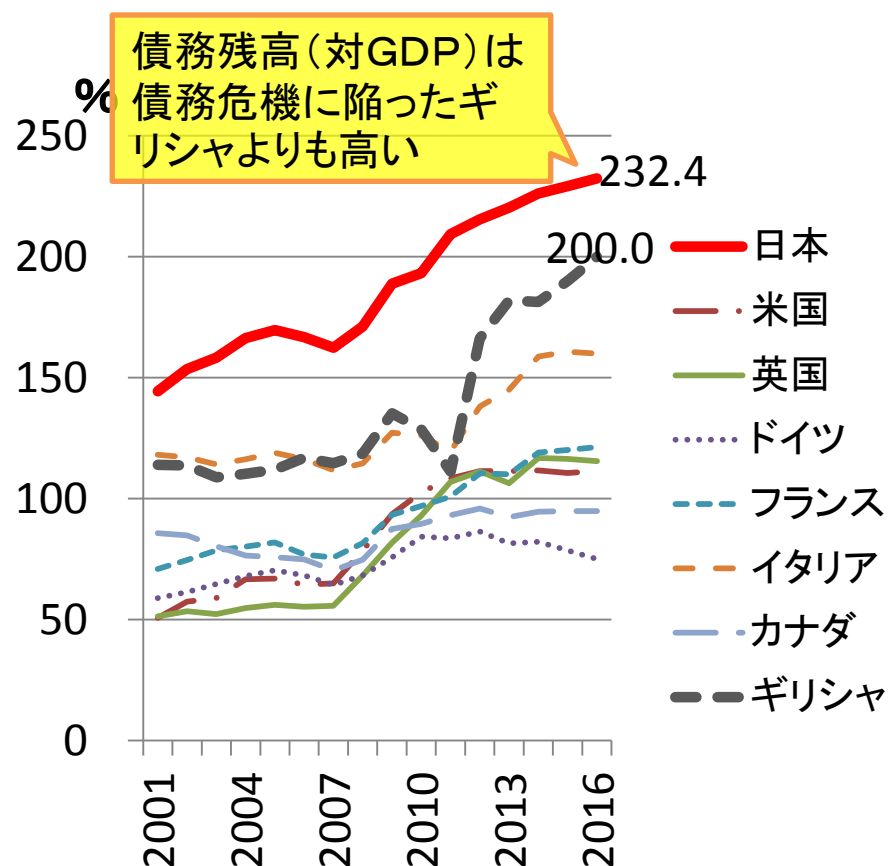
※厚生労働省「国民医療費の概況」より作成

薬局調剤医療費は、20年間で約6倍に増加。

国民医療費増加額(15.4兆円)の4割強を占める。

1. 後発医薬品使用促進の背景

債務残高(対GDP)と国債格付けの国際比較



(注) 数値は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金の合計)ベース

(出所) 財務省ウェブサイト(出典: OECD“Economic Outlook 98”(左グラフ)、およびS&Pウェブサイト(ソブリン格付けリスト)より作成

S & P 格付け	意味合い	国名
AAA	信用力が最大	ドイツ カナダ
AA+	信用力が極めて高い	米国
AA	〃	英国 フランス (韓国)
:		
A+	信用力が高い	日本 (中国)
:		
BBB	信用力十分	イタリア
:		
B	信用力に問題あり	ギリシャ

(平成30年5月31日現在)

1. 後発医薬品使用促進の背景

使用促進が求められる後発医薬品

骨太の方針（経済財政運営と改革の基本方針2017）

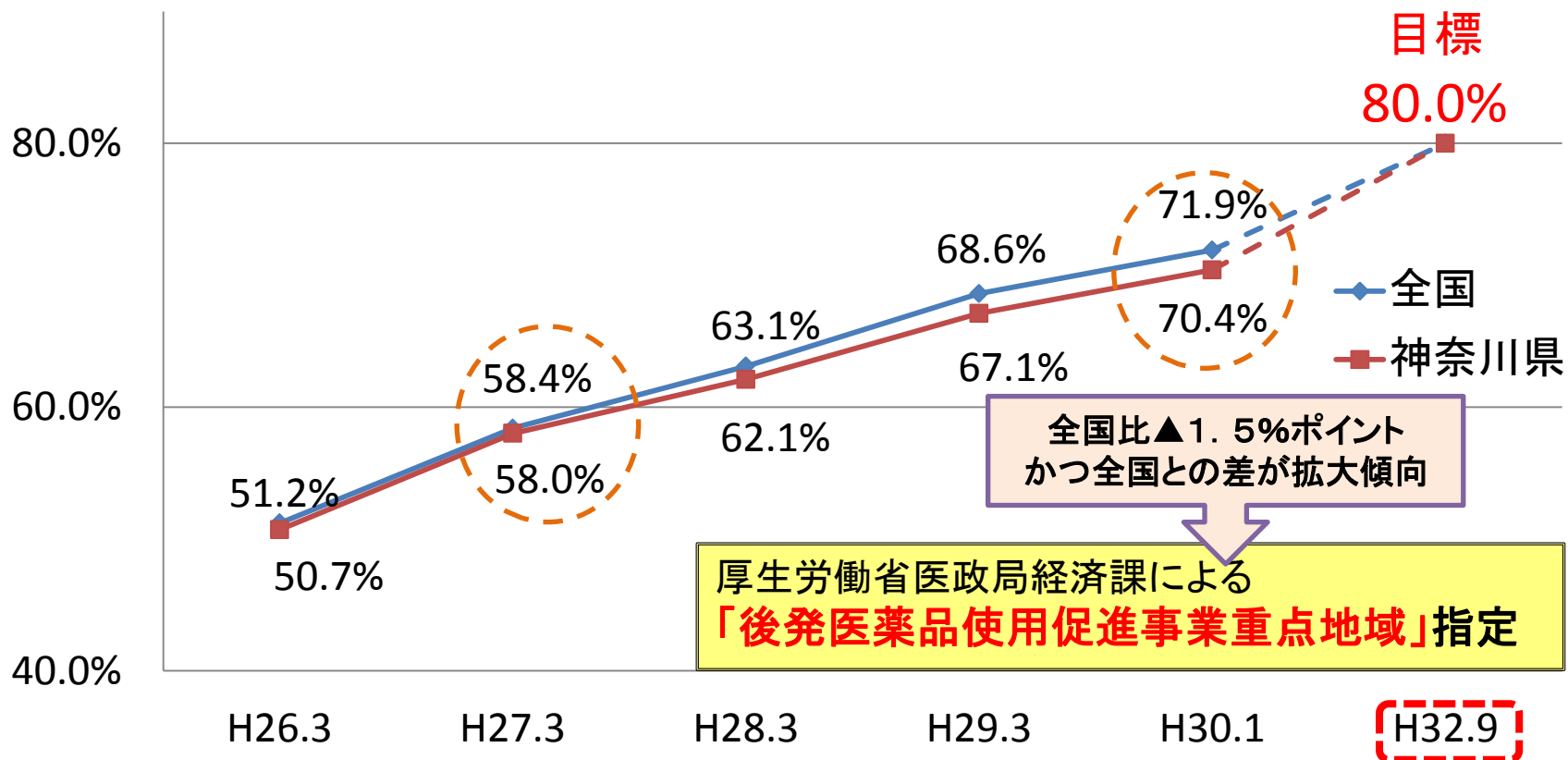
- 「2020年（平成32年）9月までに、後発医薬品の使用割合を80%とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する。」

神奈川県医療費適正化計画（2018～2023年度）

- 「平成29年3月の全国の普及率が68.6%であるのに対し、神奈川県の普及率は67.1%であり、平成27年3月（全国58.4%、神奈川県58.0%）と比較して全国の普及率との差が拡大していることから、目標値の達成に向けて更なる取組が必要となっています。」

1. 後発医薬品使用促進の背景

後発医薬品使用割合の推移と目標



(注)「使用割合」とは、「後発医薬品のある先発医薬品」および「後発医薬品」を分母とした「後発医薬品」の割合をいう。

(出所)厚生労働省「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」

1. 後発医薬品使用促進の背景

「後発医薬品に関するアンケート」

平成27年度に神奈川県後発医薬品使用促進協議会が実施したアンケートより

県民においては、後発医薬品に漠然とした不安を抱いている

医療関係者においては、後発医薬品の使用を否定している状況ではないが後発医薬品に関する情報の不足を感じている

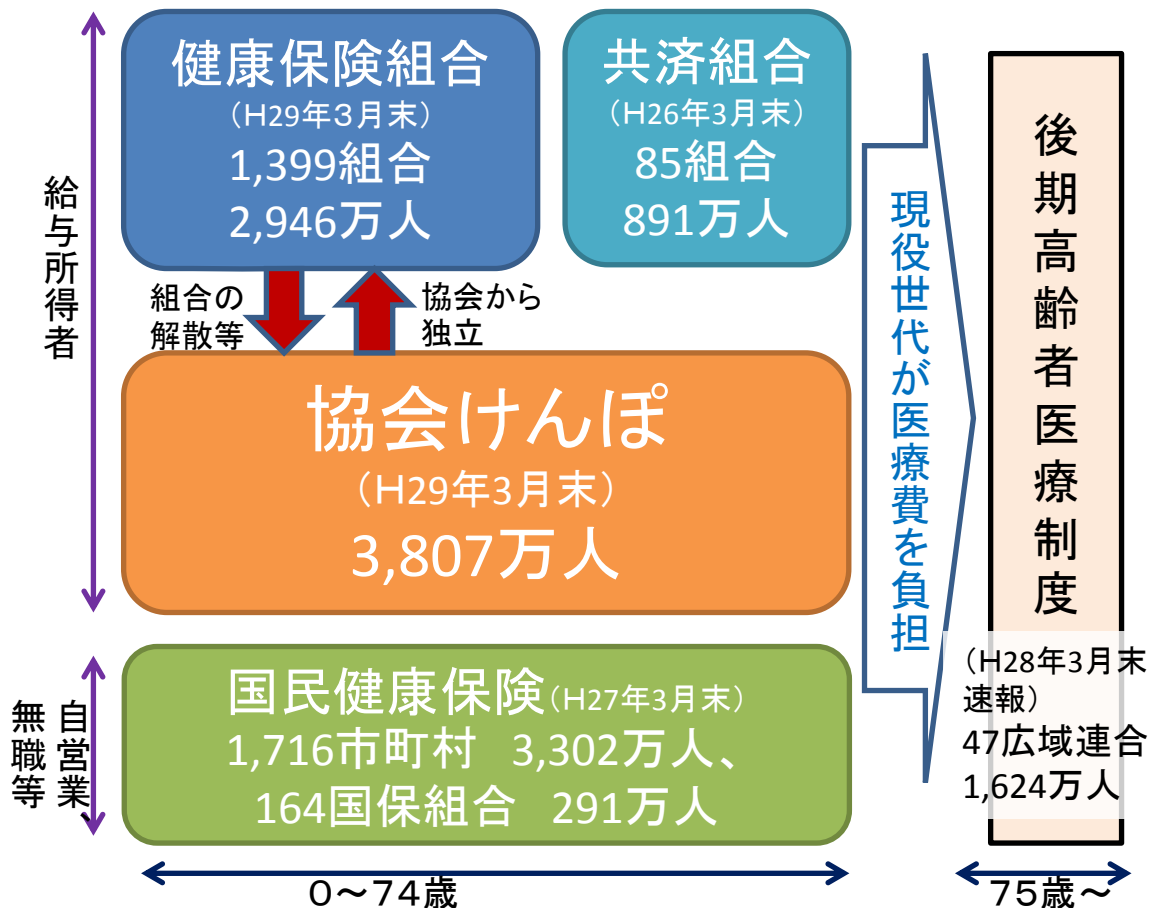
(出所)神奈川県医療費適正化計画(平成30(2018)年度～平成35(2023)年度)

2. 協会けんぽの取り組み

2. 協会けんぽの取り組み

協会けんぽの概要

◇保険者の位置づけ



◇加入事業所数(29年3月末)

全 国	神奈川支部
1,994,022 (+7.3%)	103,424 (+14.6%)

加入事業所数の3/4以上
が従業員9人以下

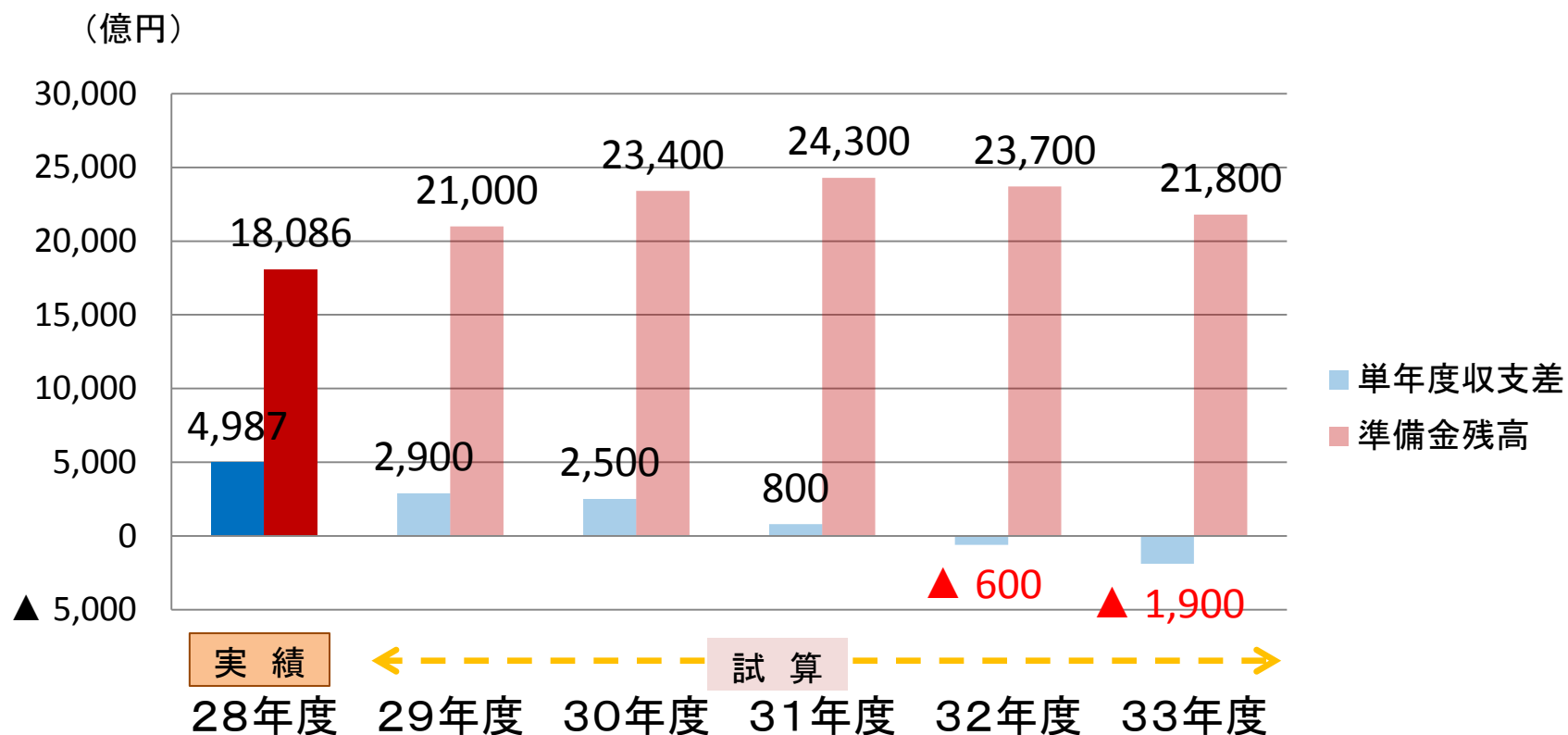
◇加入者数(29年3月末、万人)

全 国	神奈川支部
3,807 (+2.4%)	149.4 (+5.0%)

※カッコ内は前年同月比増減

2. 協会けんぽの取り組み

協会けんぽの財政（実績と試算結果）



（出所）協会けんぽ第86回運営委員会（平成29年9月14日）資料。

なお、上記試算結果の前提条件は、保険料率は10%据え置き、賃金上昇率は0%で一定。また、医療給付費は、26年度から28年度の協会けんぽ等の医療費の伸びの実績等を勘案したもの。

2. 協会けんぽの取り組み

医療費適正化に向けた取り組み

ジェネリック医薬品の使用促進

- 服用する薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担の軽減額を加入者に通知しています。

レセプト点検・経費削減

- 医療機関からの保険請求の点検をしています。
- 経費の削減に取り組んでいます。

健診・保健指導

- 健康づくりの入り口として健診や保健指導、重症化予防の取り組みを進めるとともに、27年度からは各支部ごとに、地域の特性に応じた「データヘルス計画」を実施しています。

扶養家族の再確認

- 加入者のご家族が扶養家族の要件を満たしているかどうかを毎年確認しています。

健康保険の正しい利用の促進

- 審査の厳格化等により、不正受給の防止を図っています。

2. 協会けんぽの取り組み

インセンティブ制度の開始(30年度本格実施)

制度趣旨

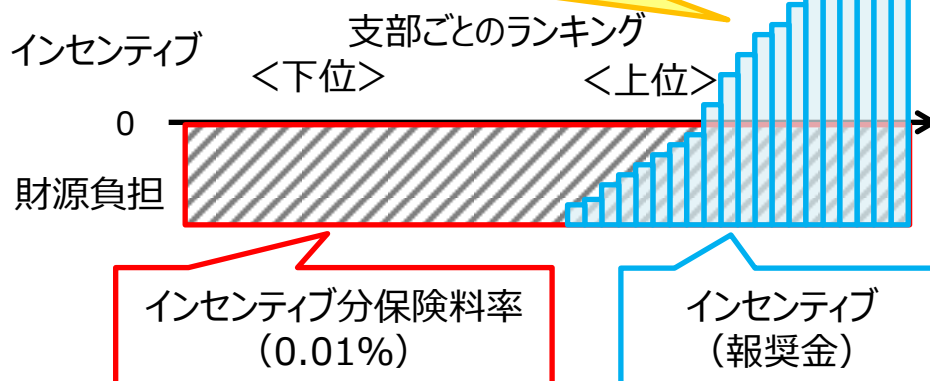
新たに協会けんぽ全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、インセンティブ制度の財源となる保険料率(0.01%)を設定するとともに、**支部ごとの加入者及び事業主の行動等を評価**し、その結果が上位過半数となる支部については、報奨金によるインセンティブを付与。

■特定健診・特定保健指導の実施率、**後発医薬品の使用割合**などの評価指標に基づき、支部ごとの**実績を評価**する

■ランキングで**上位過半数に該当した支部**については、支部ごとの得点数に応じた報奨金によって段階的な**保険料率の引下げ**を行う

【制度のイメージ】

後発医薬品の使用促進等により、保険料率引き下げの可能性が高まる



2. 協会けんぽの取り組み

ジェネリック希望シールの配布（加入者向け①）

加入者のジェネリック医薬品処方希望の意思表示をサポートするため、保険証に貼れるシールを保険証の郵送時に同封！

※ 実際に貼るかは
加入者の任意

健康保険 被保険者証	本人（被保険者）
	平成26年 6月
記号	21700023 番号
氏名	キョウカイ 太郎 協会 太郎
生年月日	平成 元年 5月 10日
性別	男
資格取得年月日	平成 26年 6月 1日
事業所名称	〇〇 株式会社
保険者番号	01010016
保険者名称	全国健康保険協会 〇〇支部
保険者所在地	〇〇市〇〇区〇〇町〇-〇-〇

ジェネリック医薬品を希望します。

印

医師・薬剤師の皆様へ
ジェネリック医薬品を
希望します。

「お薬手帳」用の
大きなシールも

医師・薬剤師の皆様へ

ジェネリック医薬品を
希望します。

ジェネリック医薬品に関する
ご説明をお願いします。

全国健康保険協会
協会けんぽ

2. 協会けんぽの取り組み

ジェネリック医薬品軽減額通知サービス(加入者向け②)

<通知対象>

- ・年齢 20歳以上の加入者
- ・軽減可能額
医科レセプト 600円以上
調剤レセプト 100円以上(1回目)
50円以上(2回目)
- ・対象の医薬品
生活習慣病や慢性疾患等
(一般的に長期間服用される先発医薬品)

◆神奈川支部における効果額(軽減額)

	通知 対象者数	軽減効果人 数	軽減額／年
28年度1回目	134,485人	31,186人	約5.6億円
28年度2回目	131,844人	30,866人	約5.7億円
合 計	266,329人	62,052人	約11.3億円

神奈川支部の切替率は23.3%(全国比▲2.0%)

(注)軽減額(年)は、「軽減額／月」×12か月で算出した単純推計値

000003

● ● ● 様

ジェネリック医薬品に切り替えた場合のお薬代の軽減可能額に関するお知らせ

平成27年10月分 に処方されたお薬のうち、
以下の医薬品をジェネリック医薬品に
切り替えた場合

お薬代の軽減可能額
850円～
(10円未満切り捨て)

この明細は、平成27年10月分の処方実績をもとに、処方された医薬品(先発医薬品)と、主成分が同一のジェネリック医薬品に切り替えることで軽減できるお薬代をご紹介します。

平成27年10月分の処方実績		ジェネリック医薬品に 切り替えることで 軽減できるお薬代
医療機関・薬局区分 先発医薬品名等	お薬代(3割負担)	
薬局		
リスモダン錠150mg	500	390～
ヒルドイドクリーム0.3%	220	130～
ザイロリック錠100 100mg	150	30～
インデラル錠10mg	40	20～
メサデルムクリーム0.1%	60	20～
その他(ジェネリック医薬品)	90	
小計	1,060	590～
薬局		
モーラステープL40mg 10cm×14	450	260～
小計	450	260～
合計	1,510	850～

見 本

【注意事項】必ずお読みください。

- ジェネリック医薬品に切り替えた場合のお薬代の軽減可能額のうち、最も低い額をお示ししています。
- 試算はお薬代のみを対象としています。実際に医療機関や薬局へお支払いになる金額には、お薬代以外の診療や調剤等に要する費用が含まれています。
- お薬代が下がっても、医療機関や薬局へのお支払金額の合計が切り替え前と変わらない、または、高くなる場合があります。
- 市区町村や国から医療費助成を受けている方は実際のお支払金額と異なる場合があります。
- この「お知らせ」は医療機関・薬局からの請求データに基づいて作成しています。軽減できる金額の大きいものから順に表示しており、多くのお薬を処方されている場合、記載しきれないこともあります。
- ジェネリック医薬品については、最新の情報にてご案内していますが、その後お薬代が変わる場合があります。
- 処方されたお薬によっては複数のジェネリック医薬品が存在するため、この「お知らせ」に記載している金額と異なる場合があります。この「お知らせ」に記載された金額は目安としてご利用ください。
- ジェネリック医薬品に切り替えるには医療機関が作成した処方せんが必要となります。
- 使用できる効果(病状)が異なる場合や、併用しているお薬によっては、ジェネリック医薬品に変更できない場合があります。また、全ての先発医薬品にジェネリック医薬品があるわけではありません。
- ジェネリック医薬品は先発医薬品と同じ主成分であっても効き目や副作用等に個人差があります。切り替えをご希望の場合は必ず医師または薬剤師にご相談ください。

0000003

2. 協会けんぽの取り組み

インセンティブ制度の広報（加入者・事業所向け）

あなたの行動が
保険料率を変える！

インセンティブ制度がはじまります



協会けんぽでは、医療費の適正化を進めるため、平成30年度から新たに「インセンティブ（罰金）制度」を導入します。この制度は、協会けんぽの加入者及び事業主の皆様の取り組み等に応じて、インセンティブ（罰金）を付与し、「医療保険料率」に反映させるものです。

評價方法

まず、制度の財源となる保険料率として、新たに全支部の保険料率の中に0.01%（※）を盛り込みます。

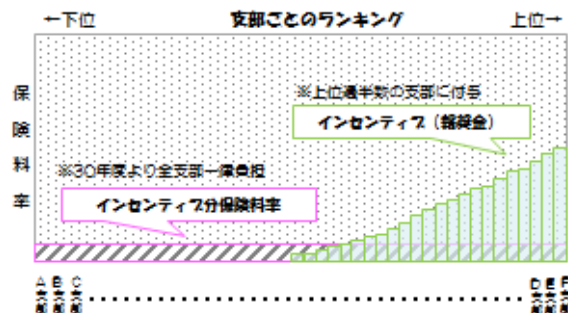
その上で特定産科や産科指導の実施率やジェネリック医薬品の使用割合等の評価指標（右記参照）に基づき、全支部をランキング化し、ランキング上位過半数の支部に重点数に前記が算入率を付与して保険料率の引き下げを行います。

(※) この0.01%は3年間で段階的に導入されます。

平成30年度（保険料率への反映は平成32年度）	: 0.004%
=平成31年度（ 〃 平成33年度）	: 0.007%
=平成32年度（ 〃 平成34年度）	: 0.01%

制度のイメージ

インセンティブ制度では、全支部一律の保険料率である後期高齢者医療への仕送金に係る保険料率（平成29年度で2.10%）に反映する仕組みとなっています。



5つの型を把握



皆様の取り組みで保険料率は変わります

⑤ 特定業務等の受給率

- 協会けんぽの生後医療費予防給付（減額給付）、特定給付（減額給付）を受給してください。
□ 協会けんぽが利用せず給付で定期検診を受診された場合は、その結果を協会けんぽに提供してください。

④ 特定保護指導の実施率

- 健康状態が生活改善が必要と判定された方は、協会けんぽの指定健康指導をご利用ください。

② 特定保健指導対象者の減少率

- 特定保健指導の対象とならないよう、日本が6健康的な生活習慣に取り組んでください。
- 特定保健指導を受けた方々プログラムを最終まで取り組むとともに、効果に応じて健康診断を継続してください。

② 医療機関への受診動向を要した自治体等の医療機関受診回

- 健診結果で「実浴者」の判定を受けた方は、協会から登録済みのハガキを送付しますので、お方便で返信へお送りください。

④ 洋装医薬品の使用割合

- ※ ジェネリック医薬品は新薬と同等の薬効成分・効能があるが薬生主成分名から知られている場合がほとんどです。

全ての事業主様・加入者様の健康への取り組みが健康保険料率の低減につながりますので、積極的に取り組みましょう！

後発医薬品の使用を呼び掛け

2. 協会けんぽの取り組み

ジェネリック医薬品に関するお知らせ (薬局向け)

ジェネリック医薬品に関する お知らせ

～協会けんぽ加入者の調剤状況に関する統計結果～

個々の薬局に自薬局のGE医薬品
処方割合をお知らせ！

見 本

〒 240-8515
横浜市長谷区神戸1 3 4

けんぽ薬局 御中

全国健康保険協会 神奈川支部
〒240-8515
横浜市長谷区神戸114
横浜ビルヂング・イーストタワー2階
TEL: 045-339-5523

全国健康保険協会（協会けんぽ）の事業運営につきまして、平素より格段のご高配を賜り、厚く
お礼申し上げます。

さて、国においては、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の普及促進を図るため、
「2020年（平成32年）9月までに80%以上」との数量シェア目標を定めました。

協会けんぽにおいても、加入者の方のお薬代や保険料の負担軽減に繋がることから、
ジェネリック医薬品の普及促進の取組みを積極的に進めております。

この度、普及促進に向けた取組みの一環として、協会けんぽ加入者の方のレセプトを統計し、
地域におけるジェネリック医薬品使用割合等について、薬局へ情報提供を行うことといたし
ました。

ジェネリック医薬品の取扱いをご検討される際の参考資料として、ご活用いただければ幸いです。

協会けんぽ加入者への処方状況

協会けんぽ加入者の平成29年10月分のレセプトを分析し、「貴薬局」「二次医療圏平均」「県平均」それぞれのジェネ
リック医薬品の処方数量等を算出しました。

けんぽ薬局		貴 薬 局	二次医療圏平均	県 平 均
人 数	平成29年10月に貴薬局にて医薬品を処方 した協会けんぽの加入者数 (人)	150	140	147
	うち、ジェネリック医薬品を処方した加入者数 (人)	119	102	107
	ジェネリック医薬品を処方した加入者の割合 (%)	79.3	72.5	72.4
	平成29年10月に処方された薬剤数量	30,000	20,302	21,856
数 量	うち、ジェネリック医薬品のある先発医薬品の処方数量	5,000	4,424	4,408
	うち、ジェネリック医薬品の処方数量	13,000	9,324	10,263
	ジェネリック医薬品処方割合 (%)	70.0	67.8	70.0
	平成29年10月に処方された薬剤金額	1,000,000	1,068,179	1,121,957
金 額	うち、ジェネリック医薬品の薬剤金額 (10割)	300,000	185,397	207,571
	ジェネリック医薬品金額割合 (10割)	20.0	17.4	18.5

けんぽ薬局		貴 薬 局	二次医療圏平均	県 平 均
人 数	平成29年10月に貴薬局にて医薬品を処方 した協会けんぽの加入者数 (人)	150	140	147
	うち、ジェネリック医薬品を処方した加入者数 (人)	119	102	107
	ジェネリック医薬品を処方した加入者の割合 (%)	79.3	72.5	72.4
数 量	平成29年10月に処方された薬剤数量	30,000	20,302	21,856
	うち、ジェネリック医薬品のある先発医薬品の処方数量	5,000	4,424	4,408
	うち、ジェネリック医薬品の処方数量	13,000	9,324	10,263
	ジェネリック医薬品処方割合 (%)	70.0	67.8	70.0
金 額	平成29年10月に処方された薬剤金額 (円)	1,000,000	1,068,179	1,121,957
	うち、ジェネリック医薬品の薬剤金額 (10割) (円)	300,000	185,397	207,571
	ジェネリック医薬品金額割合 (10割) (%)	20.0	17.4	18.5

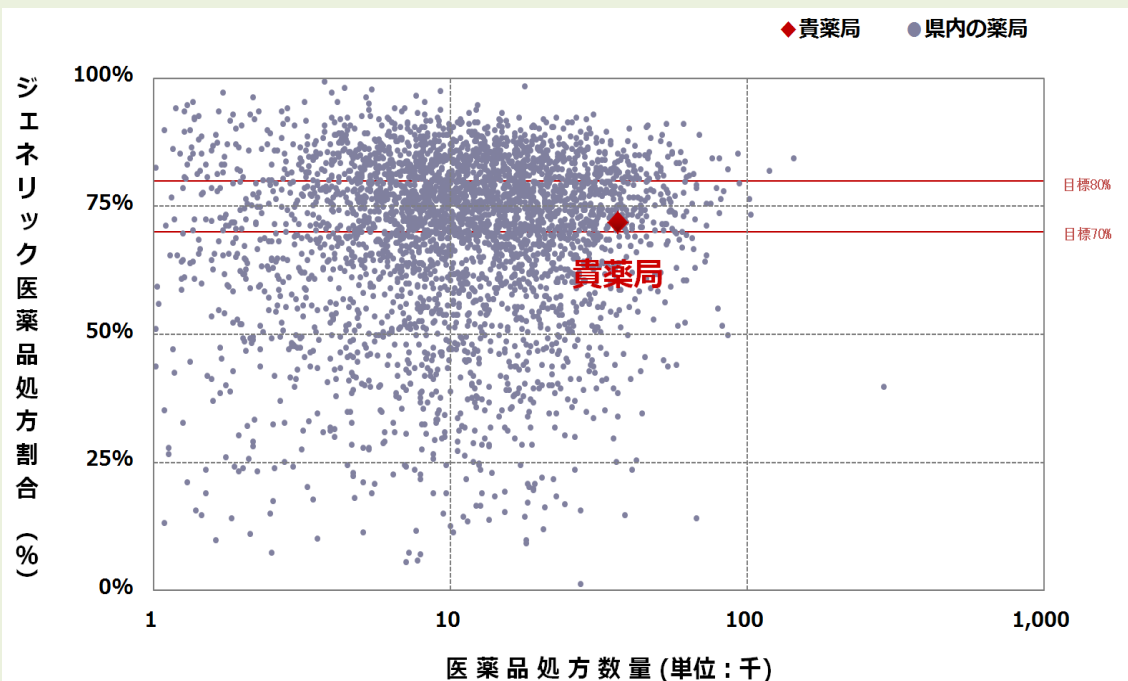
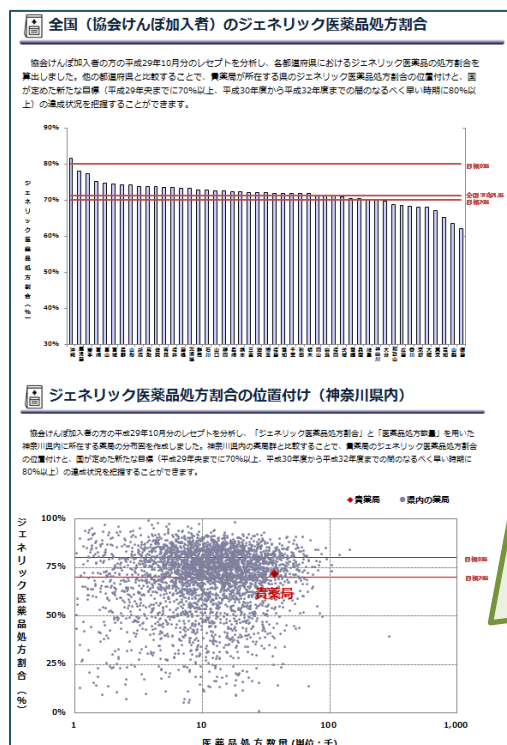
2. 協会けんぽの取り組み

ジェネリック医薬品に関するお知らせ (薬局向け)

ジェネリック医薬品に関する お知らせ

～協会けんぽ加入者の調剤状況に関する統計結果～

神奈川県内の全薬局の中での
自薬局の位置が把握可能！



2. 協会けんぽの取り組み

後発医薬品使用促進協議会での意見発信

使用割合に対する現状認識について

- 使用割合の全国との乖離が広がり、順位も後退しているという現状認識を踏まえて、県として施策の追加を検討すべき。全国順位の回復を目指して、従来よりも踏み込んだ施策を立案すべき。

施策立案について

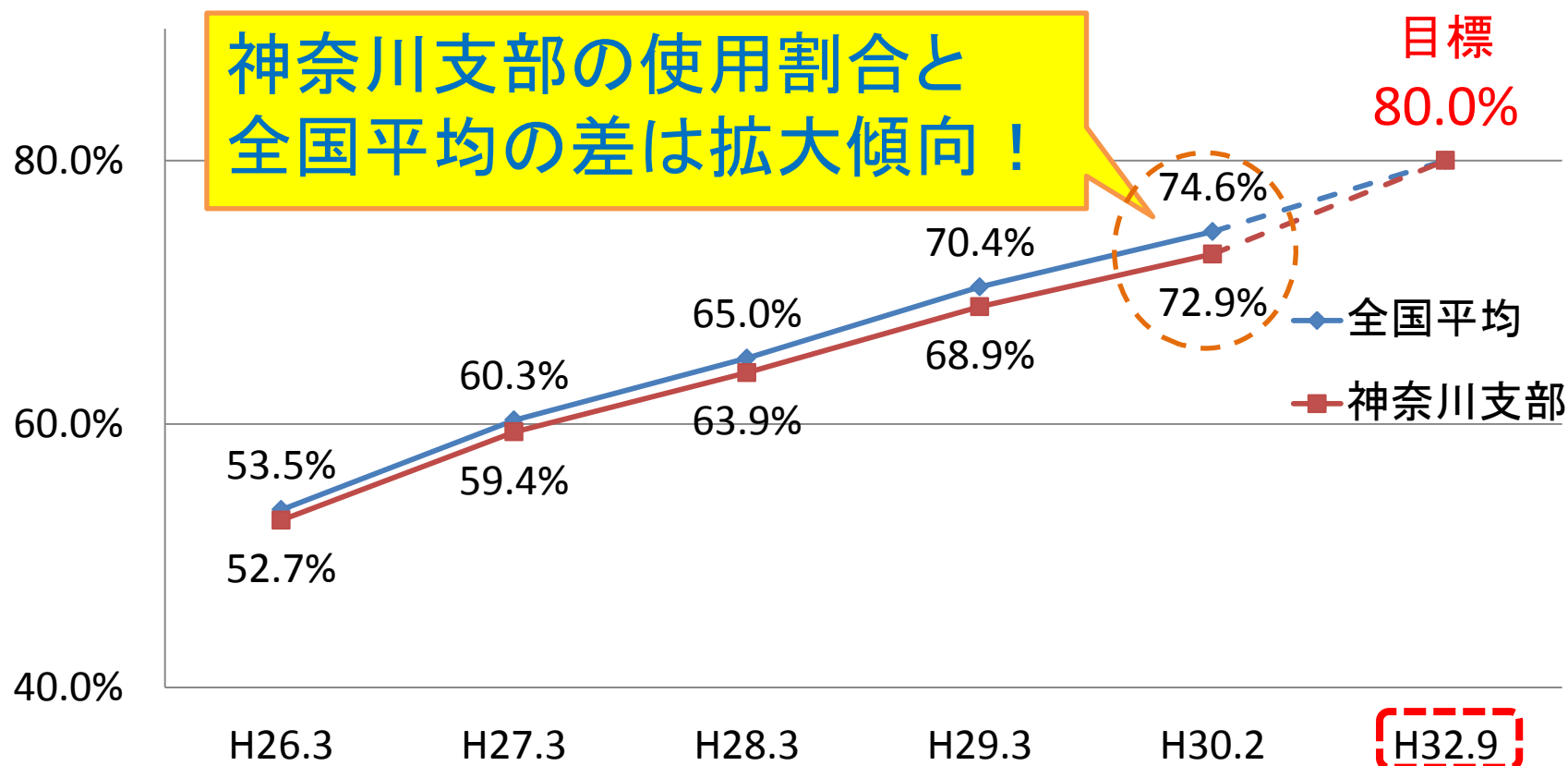
- 使用割合を大きく伸ばしている他県の取り組みを参考に追加策を検討すべき。
- 使用割合が低い市町村にターゲットを絞り、使用割合が低い要因を解明して使用促進に取り組むべき。

(注)平成29年度神奈川県後発医薬品使用促進協議会(平成29年10月開催)における協会けんぽ神奈川支部長の意見要旨。

3. 協会けんぽのデータから見える 神奈川の課題

3. 協会けんぽのデータから見える神奈川の課題

後発医薬品使用割合（協会けんぽ）の推移と目標

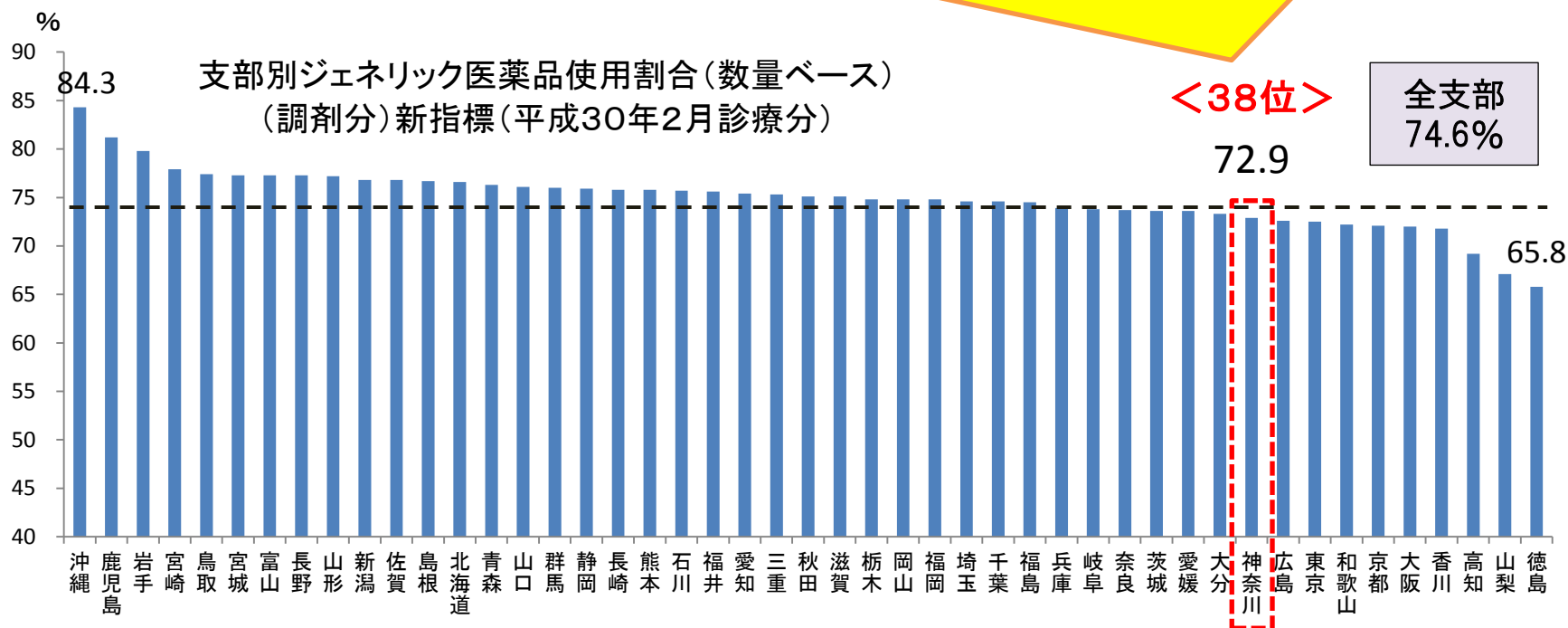


(注)「使用割合」とは、「後発医薬品のある先発医薬品」および「後発医薬品」を分母とした「後発医薬品」の割合をいう。

3. 協会けんぽのデータから見える神奈川の課題

ジェネリック医薬品使用割合(支部別)

全国順位は38位まで後退(26年3月は30位)!



注1. 協会けんぽ(一般分)の調剤レセプト(電子レセプトに限る)について集計したもの(算定ベース)。

注2. 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注3. 加入者の適用されている事業所所在地別に集計したもの。

注4. 「新指標」は、[後発医薬品の数量]÷([後発医薬品のある先発医薬品の数量]+[後発医薬品の数量])で算出している。医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」による。

3. 協会けんぽのデータから見える神奈川の課題

ジェネリック医薬品使用割合（関東甲信越10支部）

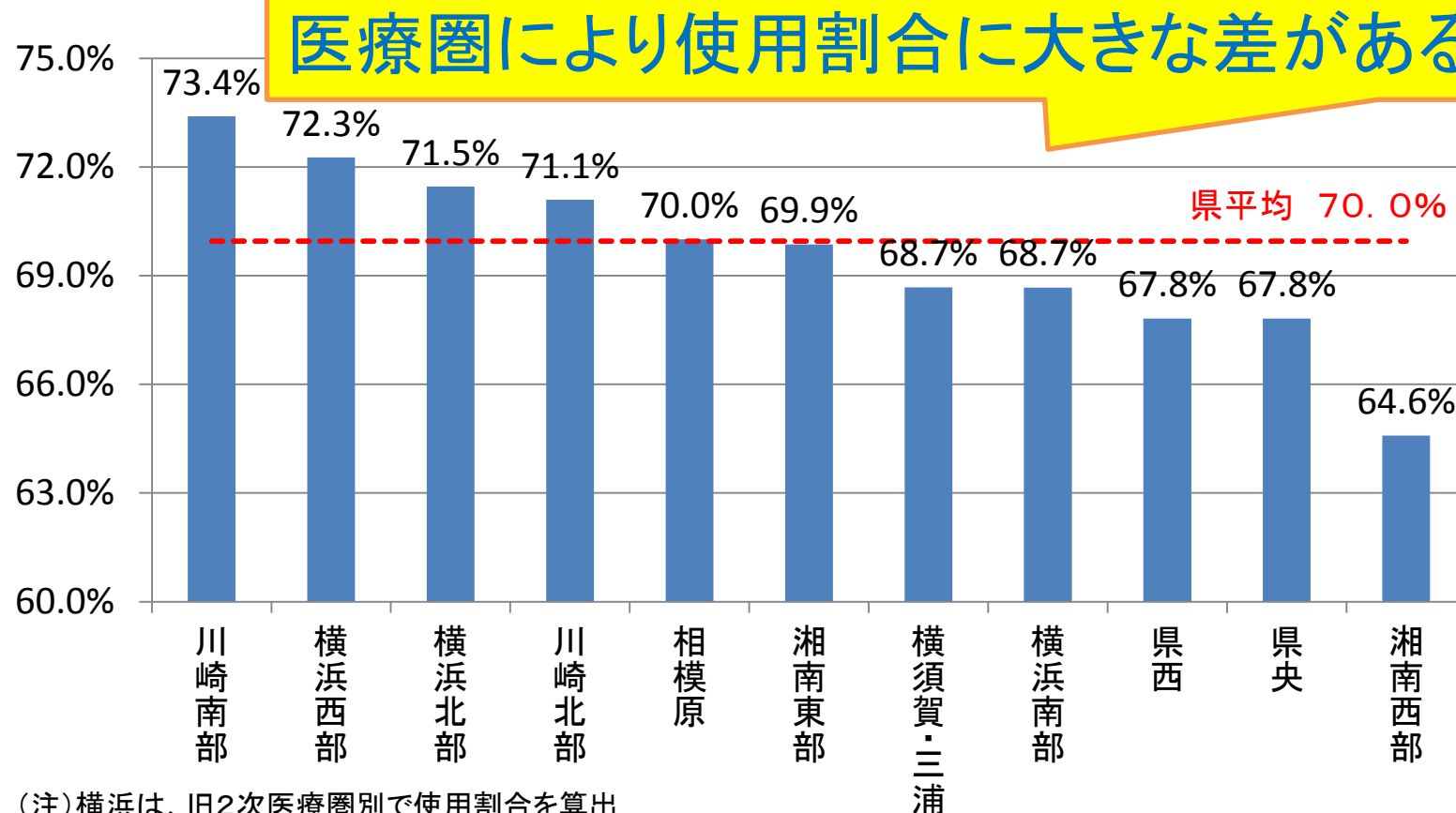
使用割合の伸び（26年3月比）は10支部中最小！

	26年3月	27年3月	28年3月	29年3月	30年2月	30/2-26/3
全 国	53.5	60.3	65.0	70.4	74.6	+21.1
神 奈 川	52.7	59.4	63.9	68.9	72.9	+20.2
（乖離幅）	（▲0.8）	（▲0.9）	（▲1.1）	（▲1.5）	（▲1.7）	（▲0.9）
茨 城	50.6	57.9	63.5	69.1	73.6	+23.0
栃 木	51.9	58.7	64.4	70.2	74.8	+22.9
群 馬	54.4	61.0	65.4	71.5	76.0	+21.6
埼 玉	53.6	60.0	64.8	70.4	74.6	+21.0
千 葉	53.3	60.7	64.8	70.3	74.6	+21.3
東 京	52.2	58.9	63.2	68.3	72.5	+20.3
新 潟	54.9	61.4	66.7	72.4	76.8	+21.9
山 梨	44.9	50.9	55.9	62.1	67.1	+22.2
長 野	56.4	64.1	68.7	73.6	77.3	+20.9

3. 協会けんぽのデータから見える神奈川の課題

ジェネリック医薬品使用割合(2次医療圏別)

◇調剤薬局所在地別のジェネリック医薬品使用割合(平成29年10月診療分)



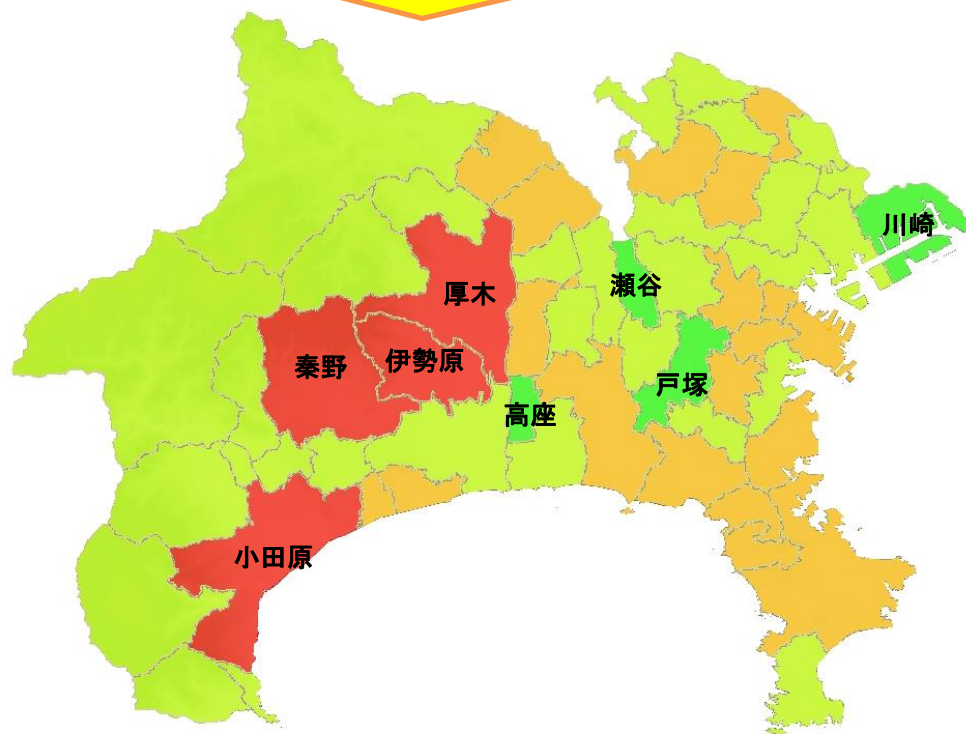
3. 協会けんぽのデータから見える神奈川の課題

ジェネリック医薬品使用割合（調剤薬局所在地別）

使用割合が低い地域は集中

市町村名	使用割合
戸 塚 区	77.3%
瀬 谷 区	76.7%
川 崎 区	76.2%
高 座 郡	76.1%
：	：
小 田 原 市	64.5%
秦 野 市	63.3%
厚 木 市	57.7%
伊 勢 原 市	53.5%

平成29年10月診療分



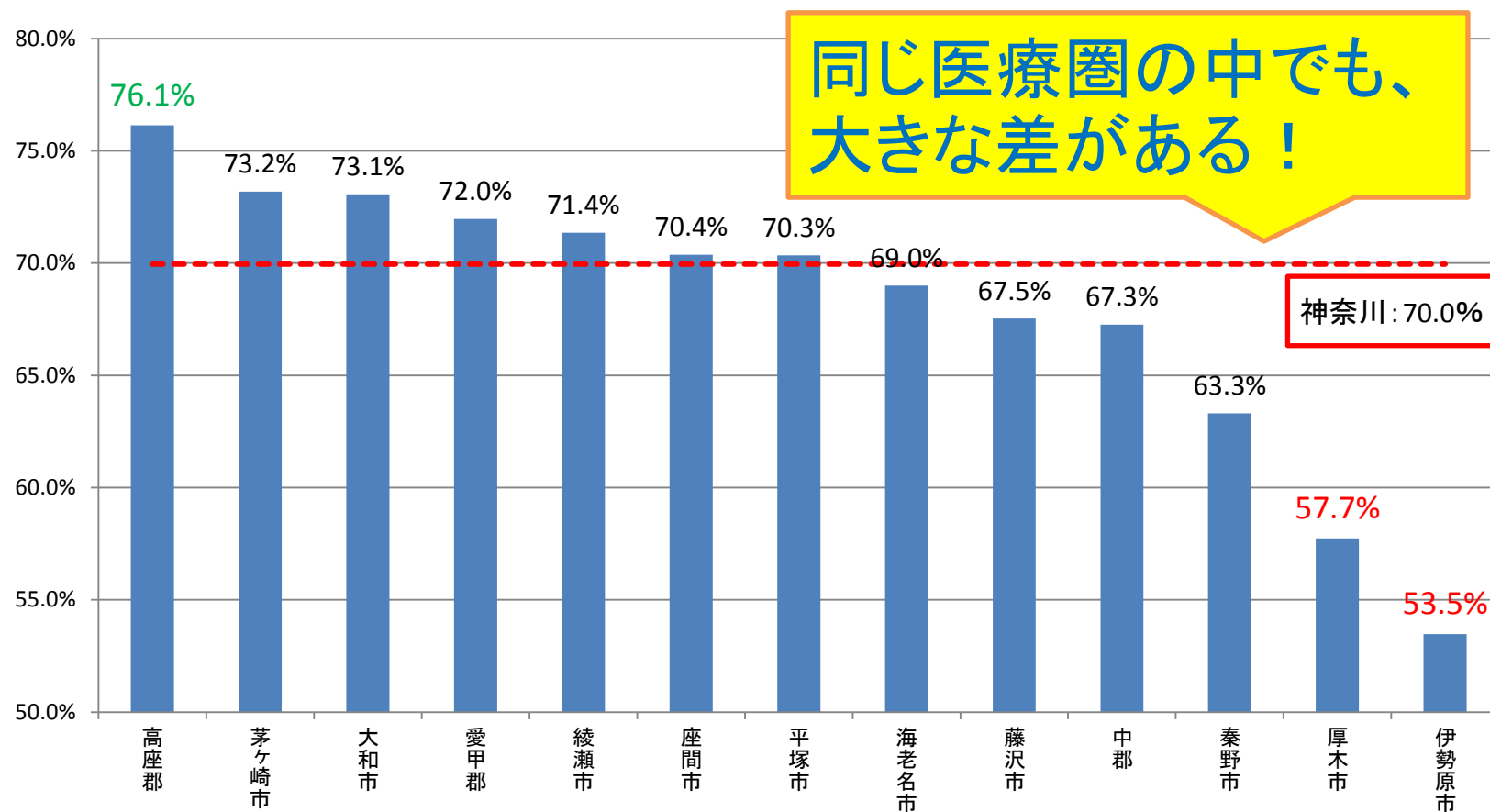
75%超 70～75%未満
65～70%未満 65%未満

(注) 町・村については所在郡で割合を表示

3. 協会けんぽのデータから見える神奈川の課題

ジェネリック医薬品使用割合（県央・湘南、郡市別）

◇調剤薬局所在地別のジェネリック医薬品使用割合（平成29年10月診療分）



3. 協会けんぽのデータから見える神奈川の課題

「ジェネリックカルテ」から見える課題(神奈川県)

ジェネリックカルテとは・・・

地域ごとの阻害要因を「見える化」。対策の優先順位をつけ、取組のパフォーマンスを高める。

都道府県コード	都道府県名	ジェネリック医薬品使用割合(全体)	【医療機関の視点】																											
			院内処方														院外処方													
			院内処方ジェネリック医薬品使用割合														院外処方ジェネリック医薬品使用割合													
			偏差値 指標数値 影響度			入院			外来 病院 診療所			院内処方率			病院			診療所			一般処方率									
01	北海道	56	71.0	53	61.6	+0.3	39	74.3	-0.1	52	58.7	+0.1	54	61.0	+0.2	55	20.1	56	73.3	+1.6	58	73.4	+0.8	54	73.2	+0.8	45	43.9		
02	青森	61	72.8	68	69.6	+1.6	52	78.6	+0.0	51	58.1	+0.0	73	71.0	+1.6	58	17.8	57	73.5	+1.8	40	67.3	-0.7	62	75.7	+2.5	43	43.0		
03	岩手	67	75.5	63	66.9	+1.2	54	79.3	+0.0	64	68.7	+0.4	60	64.1	+0.6	57	18.8	68	77.4	+5.0	74	78.8	+2.0	65	76.8	+3.0	55	48.1		
04	宮城	60	72.4	58	64.3	+0.8	46	76.6	-0.0	51	58.1	+0.0	60	64.3	+0.7	57	18.8	59	74.3	+2.5	56	72.8	+0.5	59	74.9	+2.0	47	44.8		
05	秋田	52	69.5	44	57.3	-0.5	60	81.2	+0.1	59	64.6	+0.2	36	51.6	-0.8	61	16.4	52	71.8	+0.4	61	74.5	+1.2	46	70.2	-0.7	56	48.4		
06	山形	61	72.8	66	68.3	+1.9	59	80.8	+0.1	60	65.5	+0.2	66	67.4	+1.5	52	22.5	58	74.2	+2.2	58	73.5	+0.7	58	74.4	+1.5	60	50.4		
07	福島	55	70.5	61	65.9	+1.3	49	77.4	-0.0	54	60.1	+0.1	64	66.6	+1.2	50	23.4	52	71.9	+0.5	48	69.9	-0.2	53	72.6	+0.6	43	42.8		
08	茨城	49	68.3	47	58.7	-0.3	51	78.2	+0.0	53	60.0	+0.1	44	55.9	-0.4	55	20.5	48	70.8	-0.4	50	70.5	-0.0	48	70.9	-0.4	46	44.4		
09	栃木	46	67.0	42	56.1	-1.2	43	75.4	-0.0	50	57.5	+0.0	40	53.6	-1.0	39	31.2	51	71.7	+0.3	47	69.7	-0.2	53	72.5	+0.5	63	51.8		
10	群馬	52	69.5	56	63.5	+1.2	52	78.4	+0.0	51	58.2	+0.0	59	63.8	+1.3	33	35.8	55	72.9	+1.0	52	71.3	+0.1	56	73.7	+0.9	58	49.3		
11	埼玉	53	69.7	49	59.7	-0.1	47	76.7	-0.0	54	60.3	+0.1	47	57.6	-0.2	57	19.0	52	72.0	+0.6	53	71.7	+0.3	52	72.2	+0.3	53	47.4		
12	千葉	53	70.0	52	61.4	+0.2	57	80.1	+0.0	61	66.5	+0.4	46	56.9	-0.3	57	18.7	52	71.9	+0.5	51	71.0	+0.1	52	72.3	+0.4	45	43.9		
13	東京	41	65.2	42	55.8	-0.7	56	79.8	+0.0	42	51.3	-0.3	38	52.7	-0.6	59	17.2	37	67.0	-3.6	39	67.0	-0.8	37	67.0	-2.8	39	41.1		
14	神奈川	50	68.6	48	59.4	-0.1	58	80.7	+0.0	58	63.8	+0.2	39	53.2	-0.5	65	13.3	46	70.0	-1.2	53	71.7	+0.2	44	69.3	-1.5	50	45.9		

ジェネリックカルテ(H29.10) 緑色:偏差値50以上の項目 赤色:偏差値50以下の項目 ※色が濃いほど偏差値が高い(低い)

3. 協会けんぽのデータから見える神奈川の課題

「ジェネリックカルテ」から見える課題(神奈川県)

視 点	全 国	神奈川
【医療機関の視点】		
院内処方GE使用割合(%)	60. 2	59. 4
院外処方GE使用割合(%)	71. 3	70. 0
院外処方一般名処方率(%)	45. 9	45. 9
【薬局の視点】		
(再掲)院外処方GE使用割合(%)	71. 3	70. 0
一般名処方限定調剤GE使用割合(%)	81. 0	78. 4
【患者の視点】		
加入者GE拒否割合(%)	18. 4	20. 0
公費対象者GE使用割合(%)	58. 0	60. 6
GE使用割合(%)	68. 7	68. 6

神奈川は、院内処方・院外処方ともに後発医薬品使用割合が低い。

神奈川は、一般名処方の後発医薬品使用割合が低い。

神奈川は、後発医薬品を拒否する加入者の割合が高い。

(注)平成29年10月診療分

3. 協会けんぽのデータから見える神奈川の課題

「ジェネリックカルテ」から見える課題(2次医療圏別)

視 点	県平均	湘南東部	湘南西部	県 央
【医療機関の視点】				
院内処方GE使用割合(%)	59. 4	64. 1	62. 2	55. 6
院外処方GE使用割合(%)	70. 0	69. 9	64. 6	67. 8
院外処方一般名処方率(%)	45. 9	43. 5	39. 7	44. 9
【薬局の視点】				
(再掲)院外処方GE使用割合(%)	70. 0	69. 9	64. 6	67. 8
一般名処方限定調剤GE使用割合(%)	78. 4	79. 5	80. 7	76. 7
【患者の視点】				
加入者GE拒否割合(%)	20. 0	19. 8	19. 6	20. 7
公費対象者GE使用割合(%)	60. 6	59. 9	51. 2	60. 3
GE使用割合(%)	68. 6	69. 2	64. 2	65. 7

(注)平成29年10月診療分

3. 協会けんぽのデータから見える神奈川の課題

二次医療圏ごとの課題

県央の課題

- 院外処方・院内処方ともジェネリック使用割合を上げること
- このため、院外処方の一般名処方率を向上させること
- 加入者のジェネリック拒否割合を下げること

湘南西部の課題

- 院外処方の一般名処方率を向上させ、院外処方のジェネリック使用割合を上げること
- 公費対象者のジェネリック使用割合を上げること

湘南東部の課題

- 院外処方の一般名処方率を向上させ、院外処方のジェネリック使用割合を上げること
- 公費対象者のジェネリック使用割合を上げること

4. 協会けんぽからのお願い

4. 協会けんぽからのお願い

転換点の平成30年度

「神奈川県医療費適正化計画」スタート

- 「後発医薬品使用割合80%」を目標とする医療費適正化計画がスタート

「使用促進事業重点地域」指定

- 厚労省が「使用促進が進んでいない都道府県」として神奈川県等を指定

協会けんぽ「インセンティブ制度」本格実施

- 後発医薬品使用割合等が支部の保険料率に反映される制度がスタート

国保の都道府県化

- 国保の安定的な財政運営などを目的とした国保改革がスタート

4. 協会けんぽからのお願い

後発医薬品使用による加入者・県民のメリット

自己負担額の軽減(直接的なメリット)

- 薬代(薬剤料)の自己負担額の軽減
(28年度の実績:一人当たり約18千円/年)

保険料率の逡減(間接的なメリット)

- 医療給付費適正化による保険料率の逡減
- インセンティブ制度による保険料率の逡減

4. 協会けんぽからのお願い

医療機関・調剤薬局のみなさまへのお願い

協会けんぽの軽減額通知サービスでは・・・

約4人に1人しか
切替えない



ジェネリック医薬品
に対する不安

不安解消へのご協力を！（特に初診の方へ）

◎医療機関・調剤薬局から

より積極的なジェネリック医薬品の勧奨を

◎不安を抱えている患者様の背中を押す情報提供を

4. 協会けんぽからのお願い

協会けんぽ神奈川支部の今後の取り組み(予定)

「ジェネリックカルテ」を用いた施策の検討

- ジェネリックカルテを用いた、施策の優先順位付け。
- カルテを踏まえた自治体や関係団体へのアプローチ。

ジェネリック医薬品軽減額通知サービス

- 加入者向けの軽減額通知の継続送付。

「見える化」ツールに基づく医療機関・調剤薬局へのアプローチ

- 薬局に続き、医療機関へも「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」(医療機関向け)を送付。

ご清聴、ありがとうございました。